

# 平成26年度 幕別町ペレットストーブ導入補助金 予約申請要領

幕別町では、環境保全と地球温暖化の防止のため、ペレットストーブの普及を図ることを目的に、平成26年度に本機器を新たに設置する方に対して、費用の一部を補助します。

お申し込みされた方の中から、補助予定者を決定しますので、以下の補助対象となる要件を参照されて、別紙「平成26年度幕別町ペレットストーブ導入補助金予約申請書」によりお申し込みください。

## 1 補助件数

5件

## 2 予約申請受付期間 平成26年4月14日（月）～平成27年1月30日（金）

※先着順に決定します。なお予約申請受付期間内であっても補助件数に達した時点で受付を終了します。

## 3 提出書類の提出先

次のいずれかの窓口へ提出してください。

- ・ 幕別町役場町民課環境衛生係（役場1階）
- ・ 忠類総合支所地域振興課
- ・ 札内支所
- ・ 糠内出張所

## 4 補助対象となる要件

(1) 補助の対象となる方（次のいずれにも該当する方が対象となります）

- ① 町内に住所を有する方（補助事業実績報告書提出時までに町内に住所を有する予定の方を含む）又は町内に事業所を有する法人若しくは団体であること。  
ただし、借家等に居住又は使用している者が設置する場合は、当該所有者の承諾を得ていることが必要となります。
- ② ペレットストーブの設置場所が町内であること。
- ③ 補助金交付決定後にペレットストーブを設置できる方で、平成27年2月27日（金）までにペレットストーブの設置を完了し補助事業実績報告書を提出できること。
- ④ 申込される方ご本人及び申込される方の同居の家族が町税を滞納していないこと。（他の市町村にお住まいの方は、お住まいの市町村の税金を滞納していないこと。）法人、団体についても、同様とします。
- ⑤ ペレットストーブ設置後、当該年度を含む3年度の期間の利用状況等について町長に

報告することができる方。

⑥ 他の国費補助金及び国費交付金と重複受給しないこと。

(2) 補助対象の設備

- ① 木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機器であること。
- ② 未使用のペレットストーブであること。(中古品は対象外)
- ③ 自ら居住する住宅又は事業者が使用する事業所に設置するもので直接的に暖気を利用するものであること。

5 補助金の交付対象となる経費

ペレットストーブ本体の購入費のみとし、機器の運送料、排気設備、付属品の費用、設置工事に関する費用は除きます。

6 補助金の額

5の補助金対象経費(消費税を除く)に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。ただし、15万円を上限額とします。

詳しくお知りになりたい方は、下記へご連絡ください。

(連絡先)

幕別町民生部町民課環境衛生係

電 話 0155-54-6601